

特定施設入居者生活介護  
(介護予防特定施設入居者生活介護)  
自主点検表 (一般型)

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

## 自主点検に当たっての留意事項

### 1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

### 2 自主点検表の利用方法

#### 【自主点検の実施時期】

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

#### 【自主点検を行う者】

自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

#### 【点検方法】

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

- できている ……A
- 一部できている ……B
- できていない ……C
- 該当なし ……=

評価事項欄にチェックボックス□のあるものは、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

#### 【点検後の対応等】

点検を行った結果、評価欄が「B」または「C」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。

なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

#### 【点検結果の共有】

点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

#### 【点検結果の保管】

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

### 3 摘要欄の表記(根拠法令等)

介護保険事業者は、介護保険法及び同法に定める基準等に従い、運営を行わなければなりません。「(介護予防)特定施設入居者生活介護」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、前橋市条例、通知等は以下のとおりです。

【法】 … 介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）

【規】 … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）

【通】 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

- ・[通]第3-一-:「第3 介護サービス」-「一 訪問介護」
- ・[通]第3-六-:「第3 介護サービス」-「六 通所介護」
- ・[通]第3-八-:「第3 介護サービス」-「八 短期入所生活介護」
- ・[通]第3-十-:「第3 介護サービス」-「十 特定施設入居者生活介護」

【条】 … 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日 条例第41号)

《条》 … 前橋市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月14日 条例第46号)

【留】 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日 老企第40号)

《留》 … 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号:別紙1)

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載。

## 第1 一般原則及び基本方針

注) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「指定居宅サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定居宅サービスの事業の一般原則	1 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	( )	[条] 第3条第1項 《条》第3条第1項
	2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	( )	[条] 第3条第2項 《条》第3条第2項
	3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	( )	[条] 第3条第3項 《条》第3条第3項
	4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	( )	[条] 第3条第4項 《条》第3条第4項
2 指定特定施設入居者生活介護の基本方針	1 特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をしているか。	( )	[条] 第217条第1項 《条》第203条第1項
	2 要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっているか。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者にあつては利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	( )	
	3 安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	( )	[条] 第217条第2項 《条》第203条第2項

## 第2 人員基準

注) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要								
1 生活相談員	1 生活相談員を常勤換算方法で、利用者の数(※)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th> <th>必要となる生活相談員 (常勤換算方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100人</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>100人超～200人以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>200人超～300人以下</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> ※ 「利用者の数」とは、前年度(4/1～3/31)の利用者(要支援の利用者を含む)の延べ数(入所日は含め、退所日は含めない)を前年度の日数で割った数(小数点第2位以下を切り上げ)とする。 事業を新規開始又は再開若しくは増床した事業者における新設・増床分のベッドについて、1年未満の実績若しくは実績が全くない場合の利用者の数の算出方法は次のとおりとする。 (1) 新設・増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90%とする。 (2) 新設・増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における平均利用者数(延べ利用者数÷6月間の日数)とする。 (3) 新設・増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における平均利用者数(延べ利用者数÷1年間の日数)とする。また、減床した場合は、減床後の実績が3月以上の場合は減床後の平均利用者数(延べ利用者数÷3月間の日数)とする。	利用者の数	必要となる生活相談員 (常勤換算方法)	～100人	1以上	100人超～200人以下	2以上	200人超～300人以下	3以上	( )	[条] 第218条第1項1号及び第2項1号 《条》第204条第1項1号及び第2項1号  [条] 第218条第3項 《条》第204条第3項 [通] 第2-1(5)①  [通] 第2-1(5)②
	利用者の数	必要となる生活相談員 (常勤換算方法)									
～100人	1以上										
100人超～200人以下	2以上										
200人超～300人以下	3以上										
	2 生活相談員のうち、1人以上は常勤であるか。	( )	[条] 第218条第4項 《条》第204条第4項								
2 看護職員又は介護職員	1 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数及び要支援者である利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1(生産性向上に取り組む施設(※)にあっては0.9)以上配置しているか。 (「利用者の数」は項目1の1※を参照) <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <math display="block">A = \frac{\text{要介護者の利用者の数} + (\text{要支援の利用者の数} \times 0.3)}{\text{前年度の日数}}</math>           (小数点第2位以下切り上げ)         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">           B = 看護職員又は介護職員の配置数(常勤換算方法)            (小数点第2位以下切り上げ)         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <math display="block">A \div 3 \times 1 \text{ (生産性向上に取り組む施設にあっては0.9)} \leq B</math>           となればよい。         </td> </tr> </tbody> </table>	$A = \frac{\text{要介護者の利用者の数} + (\text{要支援の利用者の数} \times 0.3)}{\text{前年度の日数}}$ (小数点第2位以下切り上げ)	B = 看護職員又は介護職員の配置数(常勤換算方法) (小数点第2位以下切り上げ)	$A \div 3 \times 1 \text{ (生産性向上に取り組む施設にあっては0.9)} \leq B$ となればよい。	( )	[条] 第218条第1項2号7、第2項2号7及び第9項 《条》第204条第1項2号7、第2項2号7及び第9項					
$A = \frac{\text{要介護者の利用者の数} + (\text{要支援の利用者の数} \times 0.3)}{\text{前年度の日数}}$ (小数点第2位以下切り上げ)											
B = 看護職員又は介護職員の配置数(常勤換算方法) (小数点第2位以下切り上げ)											
$A \div 3 \times 1 \text{ (生産性向上に取り組む施設にあっては0.9)} \leq B$ となればよい。											

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要								
2 看護職員又は 介護職員 (続き)	<p>※ 生産性向上に取り組む施設とは、次に掲げる要件のいずれにも適合する施設をいう。</p> <p>(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>イ 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>ハ 緊急時の体制整備</p> <p>ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（以下「介護機器」という。）の定期的な点検</p> <p>ホ 特定施設従業者に対する研修</p> <p>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</p> <p>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</p>		<p>〔条〕第218条第1項2号ア、第2項2号ア及び第9項</p> <p>《条》第204条第1項2号ア、第2項2号ア及び第9項</p>								
	<p>2 看護職員は以下の数を配置しているか。 (介護予防サービス利用者の数に0.3の換算はしない)</p> <p><b>【利用者の数が30を超えない特定施設】</b> 常勤換算方法で1以上</p> <p><b>【利用者の数が30を超える特定施設】</b> 常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (「利用者の数」は項目1の1※を参照)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th> <th>必要となる看護職員の数 (常勤換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人以下</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>30人超～80人</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>80人超～130人</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table>	利用者の数	必要となる看護職員の数 (常勤換算)	30人以下	1以上	30人超～80人	2以上	80人超～130人	3以上	( )	<p>〔条〕第218条第1項2号イ及び第2項2号イ</p> <p>《条》第204条第1項2号イ及び第2項2号イ</p>
	利用者の数	必要となる看護職員の数 (常勤換算)									
	30人以下	1以上									
	30人超～80人	2以上									
80人超～130人	3以上										
<p>3 夜間を含め常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。 (ただし、利用者が全て要支援者である場合の宿直時間帯にあっては、この限りでない。)</p>	( )	<p>〔条〕第218条第1項2号ウ及び第2項2号ウ</p> <p>《条》第204条第1項2号ウ及び第2項2号ウ</p>									
<p>4 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとしているか。</p>	( )	<p>〔条〕第218条第5項及び第8項</p> <p>《条》第204条第5項及び第8項</p>									
<p>5 看護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。</p>	( )										
<p>6 介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。 (ただし、利用者が全て要支援者である場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りる。)</p>	( )										

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
3 人員基準欠如減算の算定	1 看護職員又は介護職員の員数について、項目2における配置基準を満たしていない場合に、人員基準欠如減算を算定しているか。	( )	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（H12.2.10厚生省告示第27号）第5号イ
4 機能訓練指導員	1 機能訓練指導員を1以上配置しているか。	( )	〔条〕第218条第1項3号及び第2項3号 《条》第204条第1項3号及び第2項3号
	2 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（※）であるか。  ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（当該施設の他の職務に従事することは可能。はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	( )	〔条〕第218条第6項 《条》第204条第6項
5 計画作成担当者	1 計画作成担当者を1以上配置しているか。 (利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準。「利用者の数」は、項目1の1※を参照。)	( )	〔条〕第218条第1項4号及び第2項4号 《条》第204条第1項4号及び第2項4号
	2 専従の介護支援専門員であって、特定施設サービス計画を作成させるのに適当と認められる者となっているか。 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事することは可能。)	( )	〔条〕第218条第7項 《条》第204条第7項
6 管理者	1 指定特定施設ごとに常勤の管理者を置いているか。	( )	〔条〕第219条 《条》第205条
	2 管理者は次に掲げる場合を除き、専らその職務に従事しているか。 <input type="checkbox"/> 当該指定特定施設の特定施設従業者としての職務に従事する場合 <input type="checkbox"/> 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定特定施設の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	( )	

### 第3 設備基準

注) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 設備	<p>1 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) ただし、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の(1)～(3)いずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能である。</p>	( )	[条] 第220条第1項及び第2項 《条》第206条第1項及び第2項 [通] 第3-8-2(3)
	<p>2 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。 (ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことは差し支えない。)</p>	( )	[条] 第220条第3項 《条》第206条第3項
	<p>3 指定特定施設の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 介護居室</p> <p><input type="checkbox"/> 居室の定員は1人であるか。 (ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることが可能) ※ 既存の指定特定施設における定員4名以下の介護居室については、個室とする規定を適用しない。</p> <p><input type="checkbox"/> プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地階に設けていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p> <p>(2) 一時介護室</p> <p><input type="checkbox"/> 介護を行うために適当な広さを有しているか。</p> <p>(3) 浴室</p> <p><input type="checkbox"/> 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。</p>	( )	[条] 第220条第4項 《条》第206条第4項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 設備 (続き)	(4) 便所 <input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。		
	(5) 食堂 <input type="checkbox"/> 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。		
	(6) 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。		
	4 上記3の(1)介護居室、(2)一時介護室、(5)食堂及び(6)機能訓練室でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項として、利用申込者に対する文書を交付して説明しているか。	( )	[通] 第3-11-2(3)
	5 上記4について掲示しているか。	( )	
2 構造	1 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。(段差の解消、廊下の幅の確保等)	( )	[条] 第220条第5項 《条》第206条第5項
	2 消火設備その他の非常災害に際して消防法その他の法令等に規定された必要な設備を設けているか。	( )	[条] 第220条第6項 《条》第206条第6項
	3 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	( )	[条] 第220条第7項 《条》第206条第7項

## 第4 運営基準

注) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	1 指定特定施設入居者生活介護の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる下記の重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 利用料の額及びその改定方法 <input type="checkbox"/> 介護居室・一時介護室・浴室・食堂・機能訓練室の概要 <input type="checkbox"/> 要介護状態区分に応じて提供する標準的な介護サービスの内容 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応等	( )	[条] 第221条第1項 《条》第207条第1項 [通] 第3-1-3(1)
	2 上記1の文書はわかりやすいものとなっているか。 また、契約書においては、少なくとも、次のことを記載しているか。 <input type="checkbox"/> 介護サービスの内容 <input type="checkbox"/> 利用料その他費用の額 <input type="checkbox"/> 契約解除の条件	( )	
	3 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。	( )	[条] 第221条第2項 《条》第207条第2項
	4 より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。	( )	[条] 第221条第3項 《条》第207条第3項
	5 電磁的方法による重要事項の提供については、以下のとおり行っているか。  (1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。  ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  イ 指定特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	( )	[条] 第9条第2項 (準用第221条第4項) 《条》第51条の2第2項 (準用第207条第4項)  [条] 第9条第2項(1) 《条》第51条の2第2項  [条] 第9条第2項(1) ア 《条》第51条の2第2項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の説明及び契約の締結等(続き)	<p>ロ 指定特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>② 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(2) (1)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(3) (1)の「電子情報処理組織」とは、指定特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>① (1)に規定する方法のうち指定特定施設入居者生活介護事業者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p> <p>(5) (4)の規定による承諾を得た指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		<p>[条] 第9条第2項(1) イ 《条》第51条の2第2項</p> <p>[条] 第9条第2項(2) 《条》第51条の2第2項</p> <p>[条] 第9条第3項 《条》第51条の2第3項</p> <p>[条] 第9条第4項 《条》第51条の2第4項</p> <p>[条] 第9条第5項 《条》第51条の2第5項</p> <p>[条] 第9条第5項(1) 《条》第51条の2第5項</p> <p>[条] 第9条第5項(2) 《条》第51条の2第5項</p> <p>[条] 第9条第6項 《条》第51条の2第6項</p>
2 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	<p>1 正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>2 入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。</p> <p>3 入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。</p> <p>4 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。</p>	( )	<p>[条] 第222条第1項 《条》第208条第1項</p> <p>[条] 第222条第2項 《条》第208条第2項</p> <p>[条] 第222条第3項 《条》第208条第3項</p> <p>[条] 第222条第4項 《条》第208条第4項</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
3 受給資格等の確認	1 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	( )	[条] 第12条第1項 (準用第237条) 《条》第51条の5第1項 (準用第218条)
	2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	( )	[条] 第12条第2項 (準用第237条) 《条》第51条の5第2項 (準用第218条)
4 要介護認定の申請に係る援助	1 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	( )	[条] 第13条第1項 (準用第237条) 《条》第51条の6第1項 (準用第218条)
	2 上記1において要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	( )	
	3 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも要介護認定等の有効期間が終了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っているか。	( )	[条] 第13条第2項 (準用第237条) 《条》第51条の6第2項 (準用第218条)
5 サービスの提供の記録	1 指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、利用者の被保険者証に記載しているか。	( )	[条] 第224条第1項 《条》第210条第1項
	2 指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	( )	
	3 指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、次の項目を記録しているか。  <input type="checkbox"/> サービスの提供日  <input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容 ・算定している加算の算定根拠となる記録を含む  <input type="checkbox"/> 利用者の状況その他必要な事項 ・医療行為についての実施者名、実施日時、実施内容等を含む	( )	[条] 第224条第2項 《条》第210条第2項 [通] 第3-11-3(3)
6 利用料等の受領	1 法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額（1割、2割又は3割負担額）の支払を受けているか。	( )	[条] 第225条第1項 《条》第211条第1項
	2 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額（いわゆる償還払いの場合）と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護（介護予防支援）サービス費用基準額（法定代理受領の場合）との間に、不合理な差額が生じていないか。	( )	[条] 第225条第2項 《条》第211条第2項
	3 上記1及び2の支払を受ける額のほか、利用者から受け取ることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。 (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 (2) おむつ代 (3) その他日常生活費（利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用）	( )	[条] 第225条第3項 《条》第211条第3項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
6 利用料等の受領 (続き)	<p>※ すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められない。</p>		
	<p>4 上記3(1)～(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、次のことを行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の同意を文書で得ている。</p>	( )	[条] 第225条第4項 《条》第211条第4項
	<p>5 上記3の利用料とは別に、「介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用(例：贅沢品に係る費用、希望者を募り実施する旅行等の代金等)」を徴収している場合、次のとおり実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者等の希望を確認した上で提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> すべての利用者一律に提供し、画一的に徴収している費用ではない。</p> <p><input type="checkbox"/> あいまいな名目で徴収していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記3の利用料と重複する費用ではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記4と同様の手続を行っている。</p>	( )	特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)  通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
	<p>6 指定特定施設入居者生活介護、その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。</p> <p>※口座引き落とし等支払いの方法によらず領収証の交付が必要</p>	( )	[法] 第41条第8項 [規] 第65条
	<p>7 領収証には、次の額を区分して記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 保険給付対象額(上記1のサービスを提供した場合は1割、2割又は3割負担額、上記2のサービスを提供した場合には10割負担額)</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p><input type="checkbox"/> おむつ代</p> <p><input type="checkbox"/> その他日常生活費(利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)</p>	( )	
	<p>7 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(いわゆる償還払いの場合)は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定特定施設入居者生活介護の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 費用の額</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要と認められる事項</p>	( )	[条] 第22条(準用第237条) 《条》第52条の2(準用第218条)
8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	<p>1 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。</p>	( )	[条] 第226条第1項
	<p>2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p>	( )	[条] 第226条第2項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
8 指定特定施設 入居者生活介 護の取扱方針 (続き)	3 指定特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	( )	[条] 第226条第3項
	4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (身体拘束禁止の対象となる具体的行為) (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。 (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	( )	[条] 第226条第4項 《条》第212条第1項  身体拘束ゼロへの手引き(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」発行)
	5 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 <input type="checkbox"/> 「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。 <input type="checkbox"/> 具体的な内容について記録すること。	( )	[条] 第226条第5項 《条》第212条第2項
6 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 <input type="checkbox"/> 委員会の開催内容の記録(議事録等)  ※ 委員会は、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。  なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。	( )	[条] 第226条第6項1号 《条》第212条第3項1号 [通] 第3-11-3(5)②	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針(続き)	<p>また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</p> <p>身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等遵守すること。</p> <p>指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</li> <li>ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</li> <li>ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。</li> <li>ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因・結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</li> <li>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</li> <li>ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</li> </ul>		<p>[条] 第226条第6項1号 《条》第212条第3項1号 [通] 第3-11-3(5)②</p>
	<p>7 身体的拘束等の適正化のための指針について、以下の項目を盛り込んで作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</li> <li><input type="checkbox"/> 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li><input type="checkbox"/> 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</li> <li><input type="checkbox"/> 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li><input type="checkbox"/> 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li><input type="checkbox"/> その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul>	( )	<p>[条] 第226条第6項2号 《条》第212条第3項2号</p>
	<p>8 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を以下のとおり実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発</li> <li><input type="checkbox"/> 当該指定特定施設の指針に基づく適正化の徹底</li> <li><input type="checkbox"/> 当該指定特定施設の指針に基づく研修プログラムを作成し、年2回以上の開催</li> <li><input type="checkbox"/> 新規採用時の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 研修の実施内容の記録</li> </ul>	( )	<p>[条] 第226条第6項3号 《条》第212条第3項3号 [通] 第3-11-3(5)④</p>
	<p>9 上記5から8までの措置を講じていない場合に、身体拘束廃止未実施減算を算定しているか。 ※短期利用については令和7年3月31日までは適用しない。</p>	( )	<p>[留] 第2の4(4) 《留》第2の9(3)</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針(続き)	10 自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (質の評価方法を記入：別紙可) <div style="border: 1px dashed black; height: 60px; width: 100%;"></div>	( )	[条] 第226条第7項
9 特定施設サービス計画の作成	1 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	( )	[条] 第227条第1項
	2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	( )	[条] 第227条第2項 《条》第220条第1項1号
	3 計画作成担当者は、次の点に注意して特定施設サービス計画の原案を作成しているか。 <input type="checkbox"/> 利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づいているか。 <input type="checkbox"/> 他の特定施設従業者と協議した上で作成しているか。 <input type="checkbox"/> サービスの目標及びその達成時期を記載しているか。 <input type="checkbox"/> サービスの内容を記載しているか。 <input type="checkbox"/> サービスを提供する上での留意点等を記載しているか。	( )	[条] 第227条第3項 《条》第220条第1項2号
	4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	( )	[条] 第227条第4項 《条》第220条第1項3号
	5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	( )	[条] 第227条第5項 《条》第220条第1項4号
	6 計画作成担当者は特定施設サービス計画の作成後において、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行っているか。また、必要に応じて計画の変更を行っているか。	( )	[条] 第227条第6項 《条》第220条第1項7号及び8号
	7 特定施設サービス計画の変更を行う際も上記2から5に準じて取り扱っているか。	( )	[条] 第227条第7項 《条》第220条第1項9号
	8 当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった場合には、特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めているか。	( )	[通] 第3-1-3(14) ⑥
10 介護	1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	( )	[条] 第228条第1項 《条》第221条第1項
	2 自ら入浴が困難な利用者については、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしているか。	( )	[条] 第228条第2項 《条》第221条第2項
	3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	( )	[条] 第228条第3項 《条》第221条第3項
	4 上記1から3のほか利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	( )	[条] 第228条第4項 《条》第221条第4項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
11 口腔衛生の管理 【令和9年3月31日までは努力義務】	<p>利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、次のとおり口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（「歯科医師等」という。）が、施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて、定期的に計画を見直すこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 助言を行った歯科医師</li> <li><input type="checkbox"/> 歯科医師からの助言の要点</li> <li><input type="checkbox"/> 具体的方策</li> <li><input type="checkbox"/> 施設における実施目標</li> <li><input type="checkbox"/> 留意事項・特記事項</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、上記に記載された指導等を行う場合は、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯で行うこと。</p> <p>※ 当該施設と計画に関する技術的助言及び指導を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施要項等について文書で取り決めること。</p>	( )	<p>〔条〕第228条の2第1項 《条》第221条の2第1項 〔通〕第3-11-3(8)</p>
12 機能訓練	<p>利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。</p>	( )	<p>〔条〕第159条 (準用第237条)</p>
13 健康管理	<p>指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	( )	<p>〔条〕第229条 《条》第222条</p>
14 相談及び援助	1 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努めているか。	( )	<p>〔条〕第230条 《条》第223条</p>
	2 利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	( )	
15 利用者の家族との連携等	1 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図っているか。	( )	<p>〔条〕第231条 《条》第224条</p>
	2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	( )	
16 利用者に関する市町村への通知	<p>指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次の①②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</li> <li>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</li> </ul>	( )	<p>〔条〕第27条 (準用第237条) 《条》第52条の3 (準用第218条)</p>
17 緊急時等の対応	1 現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	( )	<p>〔条〕第55条 (準用第237条) 《条》第53条 (準用第218条)</p>
	2 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 ※ 協力医療機関は事業の通常の実施地域内であることが望ましい。	( )	
18 管理者の責務	1 管理者は、利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	( )	<p>〔条〕第56条 (準用第237条) 《条》第54条第 (準用第218条)</p>
	2 管理者は従業者に、運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	( )	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
19 運営規程	<p>指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針</li> <li><input type="checkbox"/> 特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li><input type="checkbox"/> 入居定員及び居室数</li> <li><input type="checkbox"/> 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</li> <li><input type="checkbox"/> 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法</li> <li><input type="checkbox"/> 非常災害対策</li> <li><input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> その他の運営に関する重要事項</li> </ul> <p>なお、「その他運営に関する重要事項」として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>	( )	<p>[条] 第232条  《条》第213条  [通] 第3-1-3(11)</p>
20 勤務体制の確保等	<p>1 利用者に対し適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、次の事項を勤務表上明確にしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特定施設従業者の日々の勤務時間</li> <li><input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別</li> <li><input type="checkbox"/> 管理者との兼務関係</li> <li><input type="checkbox"/> 機能訓練指導員との兼務関係</li> <li><input type="checkbox"/> 計画作成担当者との兼務関係</li> </ul>	( )	<p>[条] 第233条第1項  《条》第214条第1項  [通] 第3-1-3(12)  ①</p>
	<p>2 当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。  (ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。)</p>	( )	<p>[条] 第233条第2項  《条》第214条第2項</p>
	<p>3 指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。  (委託契約において文書で取り決めるべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 当該委託の範囲</li> <li><input type="checkbox"/> 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</li> <li><input type="checkbox"/> 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</li> <li><input type="checkbox"/> 委託者が当該委託業務に関し受託者に指示を行い得る旨</li> <li><input type="checkbox"/> 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</li> <li><input type="checkbox"/> 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</li> <li><input type="checkbox"/> その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</li> </ul>	( )	<p>[通] 第3-1-3(12)  ②</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
20 勤務体制の確保等 (続き)	4 委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。(なお、給食、警備等の特定施設入所者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。)	( )	[通] 第3-1-3(12) ②
	5 次の事項を委託者に確認した結果を記録しているか。 <input type="checkbox"/> 委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認した記録 <input type="checkbox"/> 受託者に改善の指示を行った場合に、措置が講じられたことを確認した記録	( )	[条] 第233条第3項 《条》第214条第3項
	6 特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	( )	[条] 第233条第4項 《条》第214条第4項
	7 認知症介護に係る基礎的な研修を全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、国が定めた研修を修了した訪問介護員等を除く。)に対し、受講させるために必要な措置を講じているか。なお、新入職員の受講猶予期間は採用後1年間とする。	( )	
	8 業務上必要な範囲を超えて行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動(ハラスメント)により、特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するために、次のとおり必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。 <input type="checkbox"/> 相談(苦情を含む。)に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発する。	( )	[条] 第233条第5項 《条》第214条第5項
21 業務継続計画の策定等	1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、必要な措置を講じているか。	( )	[条] 第32条の2第1項 (準用第237条) 《条》第55条の2の2第1項(準用第218条)
	9 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主は次のことを行っているか。 (事業者が講じることが望ましい取組) <input type="checkbox"/> 迷惑行為の相談に適切に対応するための体制整備 <input type="checkbox"/> 被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス対応、複数対応など) <input type="checkbox"/> 被害防止のための取組 (迷惑行為マニュアル作成や、研修の実施)	( )	[通] 第3-1-3(21) ④

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
21 業務継続計画の策定等 (続き)	2 業務継続計画には、次のとおり策定されているか。  <感染症に係る業務継続計画> <input type="checkbox"/> 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） <input type="checkbox"/> 初動対応 <input type="checkbox"/> 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  <災害に係る業務継続計画> <input type="checkbox"/> 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） <input type="checkbox"/> 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） <input type="checkbox"/> 他施設及び地域との連携  ※ <感染症に係る業務継続計画>と<災害に係る業務継続計画>は、一体的に策定してもよい。	( )	[通] 第3-1-3(13) ②
	3 特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知しているか。	( )	[条] 第32条の2第2項（準用第237条） 《条》第55条の2の2第2項（準用第218条）
	4 特定施設従業者に対して、次のとおり研修を実施しているか。なお、感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。  <input type="checkbox"/> 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。 <input type="checkbox"/> 定期的（年2回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施のこと。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。	( )	
	5 特定施設従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習 <input type="checkbox"/> 定期的（年2回以上）に開催。 <input type="checkbox"/> 訓練の実施記録を作成	( )	[条] 第32条の2第2項（準用第237条） 《条》第55条の2の2第2項（準用第218条）
	6 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	( )	[条] 第32条の2第3項（準用第237条） 《条》第55条の2の2第3項（準用第218条）
	7 上記1の業務継続計画が未策定の場合に、業務継続計画未策定減算を算定しているか。  ※ 令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。	( )	[留] 第2の4(6) 《留》第2の9(5)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
22 非常災害対策	1 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 (入居者と従業者の合計が10人以上の場合。ただし、主として要介護者でない者を入居させる有料老人ホームにあっては、30人以上の場合。)  <input type="checkbox"/> 非常災害に関する具体的計画の策定及び、定期的な従業員への周知 <input type="checkbox"/> 関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知 <input type="checkbox"/> 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回以上）	( )	[条] 第110条第1項 (準用第237条) 《条》第121条の4第1項 (準用第218条)
	2 上記1に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	( )	[条] 第110条第2項 (準用第237条) 《条》第121条の4第2項 (準用第218条)
	3 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が30人以上の事業所の場合、次のことを実施しているか。  <input type="checkbox"/> 防火管理者を置くこと <input type="checkbox"/> 防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること	( )	消防法第8条 消防法施行令別表第1(6)項ハ [通] 第3-六-3(7) ①
	4 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が29人以下の事業所の場合次のことを実施しているか。  <input type="checkbox"/> 防火管理について責任者を定めていること <input type="checkbox"/> 選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること	( )	
23 衛生管理等	1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	( )	[条] 第111条第1項 (準用第237条) 《条》第140条の2第1項 (準用第218条)
	2 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	( )	[通] 第3-六-3(8) ①イ
	3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	( )	[通] 第3-六-3(8) ①ロ
	4 指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催 <input type="checkbox"/> おおむね6月に1回以上開催する。 <input type="checkbox"/> 委員会の結果について、従業者に周知する。 <input type="checkbox"/> 委員会の記録を作成している。  ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 <input type="checkbox"/> 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定 <input type="checkbox"/> 発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記 <input type="checkbox"/> 平常時の対策 ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等） ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）	( )	[条] 第111条第2項 (準用第237条) 《条》第140条の2第2項 (準用第218条) [通] 第3-六-3(8) ②

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
23 衛生管理等 (続き)	<input type="checkbox"/> 発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生状況の把握</li> <li>・ 感染拡大の防止</li> <li>・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携</li> <li>・ 行政等への報告</li> </ul> ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 定期的（年2回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修をすること。</li> <li><input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。</li> </ul> ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年2回以上）に行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認。</li> <li><input type="checkbox"/> 感染症対策をした上でのケアの演習。</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練の実施内容を記録する。</li> </ul>		[条] 第111条第2項 (準用第237条) 《条》第140条の2第2項 (準用第218条) [通] 第3-六-3(8) ②
24 掲示 【本項目2は令和7年4月1日から義務化】	1 事業所の見やすい場所に、次の項目を掲示しているか。 (次の項目を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。) <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 特定施設従業員の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理体制 <input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況 (実施の有無、直近の実施年月日、評価機関名、結果開示状況) <input type="checkbox"/> その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	( )	[条] 第34条 (準用第237条) 《条》第55条の4 (準用第218条) [通] 第3-一-3(24)
	2 原則として、上記1の重要事項を当該指定特定施設入居者生活介護事業者のウェブサイト(法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。	( )	
25 秘密保持等	1 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	( )	[条] 第35条第1項 (準用第237条) 《条》第55条の5第1項 (準用第218条)
	2 指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	( )	[条] 第35条第2項 《条》第55条の5第2項
	3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	( )	[条] 第35条第3項 《条》第55条の5第3項
26 広告	指定特定施設について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	( )	[条] 第36条 (準用第237条) 《条》第55条の6 (準用第218条)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定の事業者にサービスを利用させることの対償として、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	( )	〔条〕第37条 〔準用〕第237条 《条》第55条の7 〔準用〕第218条
28 苦情処理	1 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。 <input type="checkbox"/> 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定特定施設入居者生活介護における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 <input type="checkbox"/> 上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 <input type="checkbox"/> 苦情処理の概要について指定特定施設入居者生活介護事業所内に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。	( )	〔条〕第38条第1項 〔準用〕第237条 《条》第55条の8第1項 〔準用〕第218条 〔通〕第3-1-3 (28) ①
	2 上記1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	( )	〔条〕第38条第2項 《条》第55条の8第2項 〔通〕第3-1-3 (28) ②
	3 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	( )	〔通〕第3-1-3 (28) ②
	4 法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	( )	〔条〕第38条第3項 〔準用〕第237条 〔省〕第36条第3項 〔通〕第3-1-3 (28) ③
	5 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	( )	〔条〕第38条第3項 《条》第55条の8第3項 〔通〕第3-1-3 (28) ③
	6 市町村から求めがあった場合には、上記5の改善の内容を市町村に報告しているか。	( )	〔条〕第38条第4項 《条》第55条の8第4項
	7 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	( )	〔条〕第38条第5項 《条》第55条の8第5項
	8 国保連から上記7の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	( )	
	9 国保連からの求めがあった場合には、上記8の改善の内容を国保連に報告しているか。	( )	〔条〕第38条第6項 《条》第55条の8第6項
29 協力医療機関等	1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	( )	〔条〕第234条第1項
	2 上記1の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めているか。 <input type="checkbox"/> 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 <input type="checkbox"/> 指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。	( )	〔条〕第234条第2項
	3 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を前橋市に届け出ているか。	( )	〔条〕第234条第3項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
29 協力医療機関等 (続き)	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	( )	[条] 第234条第4項
	5 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	( )	[条] 第234条第5項
	6 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めているか。	( )	[条] 第234条第6項
	7 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	( )	[条] 第234条第7項
	8 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。  ※協力医療機関及び協力歯科医療機関は特定施設から近距離にあることが望ましい。	( )	[通] 第3-十一-3 (15)
30 地域との連携等	1 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	( )	[条] 第235条第1項 《条》第55条の9第1項 (準用第218条)
	2 提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関しては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業(※)に協力するよう努めているか。  ※ 介護サービス相談員派遣事業のほか、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て、市町村が行う事業も含む。	( )	[条] 第235条第2項 《条》第55条の9第2項 (準用第218条)  [通] 第3-十一-3 (16)
31 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 【令和9年3月31日まで努力義務】	1 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定特定施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。  <input type="checkbox"/> 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成する  <input type="checkbox"/> 適切な開催頻度を決め、定期的に開催する  <input type="checkbox"/> 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(厚生労働省HP掲載)」等を参考に取り組む  <input type="checkbox"/> 委員会の開催内容の記録(議事録等)	( )	[条] 第167条 (準用第237条) 《条》第141条の2 (準用第218条) [通] 第3-八-3 (19)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
32 事故発生時の対応	1 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	( )	[条] 第40条第1項 (準用第237条) 《条》第55条の10第1項 (準用第218条)
	2 上記1の事故による負傷で、外部の医療機関等を受診した場合は、前橋市にも報告しているか。	( )	○社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領 (R4.12.5施行) ○前橋市ホームページ 介護保険サービス提供時に発生した事故等の報告
	3 上記1の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	( )	[条] 第40条第2項 《条》第55条の10第2項 [通] 第3-1-3(30)
	4 指定特定施設入居者生活介護事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	( )	[条] 第40条第3項 《条》第55条の10第3項 [通] 第3-1-3(30)
	5 損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	( )	[通] 第3-1-3(30) ②
	6 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	( )	[通] 第3-1-3(30) ③
33 虐待の防止	1 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) <input type="checkbox"/> 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化している。 <input type="checkbox"/> 定期的に開催している。 <input type="checkbox"/> 次のような事項を検討している。 ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること ・ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <input type="checkbox"/> 開催結果を特定施設従業員に対して周知徹底している。 <input type="checkbox"/> 委員会の記録を作成している。	( )	[条] 第40条の2第1項1号 (準用第237条) 《条》第55条の10の2第1項1号 (準用第218条) [通] 第3-1-3(17) ①

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
33 虐待の防止 (続き)	2 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいるか。  <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項	( )	[条] 第40条の2第1項2号 (準用第237条) 《条》第55条の10の2第1項2号 (準用第218条) [通] 第3-11-3(17) ②
	3 虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。  <input type="checkbox"/> 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底を行うものとする。 <input type="checkbox"/> 定期的 (年2回以上) に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。	( )	[条] 第40条の2第1項3号 (準用第237条) 《条》第55条の10の2第1項3号 (準用第218条) [通] 第3-11-3(17) ③
	4 上記1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望ましい。	( )	[条] 第40条の2第1項4号 (準用第237条) 《条》第55条の10の2第1項4号 (準用第218条) [通] 第3-11-3(17) ④
	5 上記1から4までの措置を講じていない場合に、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定しているか。	( )	[留]第2の4(5) 《留》第2の9(4)
	34 会計の区分	1 指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	( )
	2 具体的な会計処理の方法については、次に示す通知を参考として適切に行われているか。  <input type="checkbox"/> 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日老振発第18号) <input type="checkbox"/> 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて (平成24年3月29日老高発0329第1号) <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (平成12年3月10日老計第8号)	( )	[通] 第3-11-3(32)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
35 記録の整備	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 項目9の特定施設サービス計画</p> <p><input type="checkbox"/> 項目5の提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><input type="checkbox"/> 項目8-5の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p><input type="checkbox"/> 項目16の市町村への通知に係る記録</p> <p><input type="checkbox"/> 項目20-3の委託業務の定期的な確認結果等の記録</p> <p><input type="checkbox"/> 項目28-2の苦情の内容等の記録</p> <p><input type="checkbox"/> 項目32-4の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	( )	[条] 第236条 《条》第217条 [通] 第3-1-3(18)
36 電磁的記録等	<p>1 電磁的記録について</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるが、下記により行っているか。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p>	( )	[条] 第277条第1項 《条》第267条第1項 [通] 第5-1

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
36 電磁的記録等 (続き)	<p>2 電磁的方法について</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。</p> <p>① 電磁的方法による交付は「1内容及び手続の説明及び契約の締結等」の「評価事項5」の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。（※1）</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。（※1）</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。</p> <p>④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①～③の方法に準じた方法によること。</p> <p>ただし、基準省令、予防基準又は基準についての通知の規定に電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>※1 「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p>	( )	<p>[条] 第277条第2項 《条》第267条第2項 [通] 第5-2</p>
	<p>3 電磁的記録及び電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p>	( )	<p>[通] 第5-2(5)</p>

委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	令和5年度 開催日	令和6年度 開催日
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会			
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
事故発生防止のための委員会			
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
身体的拘束等の適正化関係			
口腔衛生の管理関係			
業務継続計画関係			
感染症・食中毒予防まん延防止関係			
事故発生防止関係			
高齢者虐待防止関係			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			



6 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

7 防災訓練(避難訓練)

区分	具体的内容(※)	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
防災訓練 (避難訓 練)			

※昼間訓練、夜間訓練、夜間想定訓練等を記載してください。

## 第5 変更の届出等

注) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 変更、再開の届出	1 指定を受けた事業所について、次のいずれかの変更がある場合は、変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。  ① 事業所の所在地（出張所を含む） ② 事業所の平面図、設備の概要（構造、専用区画等）	( )	前橋市ホームページ 介護保険事業者の変更届 ○届出時期 [規]第124条第1項 [規]第140条の13第1項
	2 指定を受けた事業所について、次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。  ① 事業所の名称、事業所の電話、FAX（出張所を含む） ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX ③ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 登記事項証明書又は条例等（当該指定特定施設入居者生活介護事業に関するものに限る。） ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関、協力歯科医療機関 ⑧ 介護支援専門員の氏名、登録番号	( )	[法]第75条第1項 [法]第115条の5第1項 [規]第123条第1項 [規]第131条第1項 [規]第140条の12第1項 [規]第140条の22第1項
2 廃止、休止の届出（事前）	1 当該指定特定施設入居者生活介護事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、次の項目を前橋市長に届け出ているか。  ① 廃止又は休止しようとする年月日 ② 廃止又は休止しようとする理由 ③ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置 ④ 休止の場合は、休止の予定期間	( )	[法]第75条第2項 [法]第115条の5第2項 [規]第131条第4項 [規]第140条の22第4項
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	1 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。	( )	[留]《留》第1 1届出手段の運用 1届出の受理(5)
	2 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ているか。 （加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	( )	[留]第1 1届出手段の運用 5加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ

【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内